

# 税務アラート

オーストラリア税務局(ATO)、  
第2の柱オンラインガイダンスを更新  
2025年5月22日



EY

Shape the future  
with confidence

## 概要

- ATOは、第2の柱に基づくグローバル・ミニマム税および国内ミニマム税の適用に関するガイダンスを更新した。
- ATOは、オーストラリアの第2の柱ルールは、2024年1月1日以降に開始する事業年度から遡及的に適用される。
- ATOの最新情報には、第2の柱に関する申告、納付、および記録保持の要件に関するガイダンスが含まれており、オーストラリアの法人税制度が第2の柱ルールとどのように関連するかも説明されている。
- 対象となるグループは、新しい国内およびグローバル・ミニマム税の下で要求される財務開示およびコンプライアンス義務に備える必要がある。

2025年5月16日、オーストラリア税務局(ATO)は第2の柱であるグローバル・ミニマム税と国内ミニマム税に関する[オンラインガイダンス](#)を更新しました。この税務ニュースでは、ATOのガイダンスにおける主要な更新内容と、これらの変更がオーストラリアの第2の柱ルールに基づくコンプライアンス上の義務に与える影響について説明します。

ATOは、第2の柱ルールの施行とコンプライアンス遵守を確保する役割を担っており、財務省は法制度の整備を担当し、OECDモデルルールとの整合性を維持するための税制改正を行う責任があります。

ATOは、さまざまな行政上の問題に関する情報を提供するため、オンラインリソースを拡充しました。このガイダンスは正式な法的枠組みの一部ではありませんが、ATOがどのように第2の柱ルールを運用するかについて詳細に説明しており、法改正の可能性、ATOへの照会手続き、申告と記録保存の要件、オーストラリアの既存の法人税の枠組みとの相互関係に関する情報が含まれています。

オーストラリアの第2の柱ルールは、親会社(UPE)の連結財務諸表において、判定年度の直前の4事業年度のうち少なくとも2事業年度において連結年間収入が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループ(MNEグループ)に適用されます。これは、OECDモデルルールに沿ったものとなっています。

## 納税者への影響

ATOが発表した新しいガイダンスは、第2の柱のコンプライアンス枠組みの実施において大きな進展を示すものです。オーストラリアに拠点を置く企業およびオーストラリアで事業展開するグローバル企業は、第2の柱が自社に与える影響を把握し、違反した場合に重大な罰則が課されることを踏まえ、新たな申告、納付、記録保持の要件に備えるために、今すぐ行動する必要があります。

オーストラリアの第 2 の柱ルールには以下が含まれます。

- 2024 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から遡及適用される国内ミニマム税(DMT)。
- 2024 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から遡及適用される所得合算ルール(IIR)によるトップアップ課税によるグローバル・ミニマム税。
- 2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用される軽課税支払ルール(UTPR)。

OECD は、2025 年 3 月末までに包括的枠組みで承認された、合意済みの執行ガイドラインのさまざまな要素を反映した、モデルルールに関する新たな注釈を 2025 年 5 月 9 日に公表しました。しかし、この注釈と合意済みの執行ガイドラインの一部は、オーストラリアの第 2 の柱ルールにはまだ反映されていません。これらは、今後適切な時期に規則に反映される見込みです。

## 改正案の取り扱い

オーストラリアの第 2 の柱ルールは、IIR、国内ミニマム課税(QDMTT)、QDMTT セーフハーバーの目的において、適格な移行経過措置として、OECD の中央記録(Central Record of Legislation)に登録されました。

ATO のガイドラインに従い、オーストラリアは、OECD モデルルールに準拠したグローバル・ミニマム税制と国内ミニマム税制を導入し、適格な地位を維持することに努めています。そのためには、OECD 文書(今後の公表物を含む)との整合性を維持し、オーストラリアの第 2 の柱ルールとこれらの文書との間の不一致を解消することが必要です。

ATO は、不一致に対処するための今後の改正は財務省の政策決定であり、そのような改正は一般的に適格性を維持するために遡及適用されることが予想されると明言しています。ATO は、これらの不一致に対処するための法改正が予想される納税者に対して、遡及立法の行政処理に関する通常の実務的なガイドラインを適用します。納税者は現行法に基づいて自己申告することができます。不一致を是正するための改正が債務を増加させる場合、納税者は、法律が遡及的に変更された際に、申告書を修正し、増加した債務を支払う必要があります。

ATO は、法改正を予測して不一致を是正するため、納税者に自己申告を促すことはありません。ただし、納税者が自己申告を選択した場合、ATO は、予期される法改正に関する既存の法律(改正前)に準拠しているかどうかの確認に、コンプライアンスリソースを割くことはありません。納税者は、法改正が予想される場合、オーストラリアの法律と OECD 文書との間の不一致を内部文書化する必要があります。

ATO は、DMTR、AIUTR、外国提出通知書を 1 つの申告書に統合する予定です。この書式は、2024 年 12 月 31 日決

法改正が予定されている場合、納付義務に関する関連ガイドラインは、法改正を予想する納税者に対する利息および罰金に関して適用されます。

## ATO への協議

納税者は、第 2 の柱についてプライベート・ルーリング(ATO への照会手続き)の申請を提出することができます。ただし、以下のような場合、国税庁長官はプライベート・ルーリングを拒否することがあります。

- OECD/G20 包摂的枠組みが新しい執行ガイドラインを発表し、オーストラリアはこれを国内法に取り入れる予定だが、まだ取り入れられていない場合。
- OECD/G20 包摂的枠組みが、行政指針の策定が必要とされる問題または問題に関する執行ガイドラインの策定を進めているが、その執行ガイドラインの合意された最終版をまだ公表していない場合。
- 裁定を出すには、他の国・地域がそれぞれの国内の第 2 の柱ルールをどのように適用しているかについて、前提条件を定める必要がある場合。

納税者は、正式にプライベート・ルーリングを申請する前に、最も適切なアドバイスの方法について事前協議を行うため、ATO の専用 E メールアドレス([Pillar2Project@ato.gov.au](mailto:Pillar2Project@ato.gov.au))を使って ATO に問い合わせることができます。場合によっては、ウェブサイトには特段記載されていませんが、プライベート・ルーリングを求める納税者に別の解決策を検討するよう促される場合があります。納税者は、オーストラリアの第 2 の柱ルールの運用や実施に関する質問を、同じメールアドレス宛に直接問い合わせることもできます。

## 追加的な簡素化はなし

オーストラリアの第 2 の柱ルールは、現在、OECD モデルルールに含まれる全てのセーフハーバー、すなわち、暫定的な国別報告(CbCR)セーフハーバー、QDMTT セーフハーバー、暫定的な UTPR セーフハーバーを規定しています。ただし、OECD モデルルールと一致しない場合には、適格性を維持するため、追加の特例措置、簡素化、セーフハーバーは提供されません。

## 申請

ATO は、Pillar Two Global and Domestic Minimum Tax Working Group および Digital Service Provider Working Group を通じて、外部のステークホルダーと協議しながら、国内ミニマム税申告書(DMTR)、オーストラリア IIR/UTPR 税務申告書(AIUTR)、および GLoBE 情報申告書(GIR)に関する外国提出通知書(Foreign lodgment notification)の設計に取り組んでいます。

算の MNE グループの最初の提出期限である 2026 年 6 月 30 日までに、利用可能になる見込みです。

MNE グループに属するそれぞれのオーストラリア法人は、GIR、AIUTR および DMTR を提出する必要があります。

オーストラリアに所在する GloBE 恒久的施設については、全ての届出および納付義務は、その主たる事業体(本社)に課せられます。

GloBE ジョイント・ベンチャー(GloBE JV)および GloBE JV 子会社は、GIR および AIUTR を別途提出する必要はありません。ただし、該当する多国籍企業グループの GloBE JV および GloBE JV 子会社は、DMTR を提出する必要があります。この点に関して ATO のガイダンスでは、会計上の目的での共同事業の取り扱いと、当該事業が GloBE JV の定義に該当するかどうかを慎重に検討することが、第 2 の柱における当該事業の課税義務を判断するために必要であるとされています。これは、会計基準上、ジョイント・ベンチャーに分類される全ての企業が、GloBE JV または GloBE JV の子会社となるわけではなく、その逆もまた同様です。

特定の現地法人(DLE)は、他のオーストラリアのグループ法人の申告義務を履行するために、申告書を提出する者となることができます。DLE は、オーストラリアに所在する MNE グループのグループ事業体であり、MNE グループの他の全てのオーストラリア事業体から指名され、GIR または外国申告の届出書をコミッショナーに提出します。

オーストラリアに本社を置く MNE グループの場合、オーストラリアの全グループ事業体に対する GIR の提出義務は DLE が ATO に GIR を提出することで履行されます。

外国親会社を有するオーストラリア法人は、当局に対して外国提出通知書を提出する義務を負いますが、DLE が代理で提出することも認められています。外国提出通知書が提出された場合、GIR は、オーストラリアと主管当局間合意(QCAA)を結んでいる外国政府機関に提出されることになります。重要な点は、QCAA で定められた期間内に ATO と共有されていない場合、ATO は、外国の政府機関に提出された GIR を現地で提出するよう求める場合があります。ATO は、オーストラリアが他の管轄区域と締結した QCAA の詳細をウェブサイト上で公開しています。

DLE は、AIUTR と DMTR を提出する義務のある他のオーストラリアグループ企業に代わって、これらの申告書を ATO に提出することが認められた場合、オーストラリアのグループ企業の提出義務は履行されたことになります。

ATO のガイダンスでは、DLE が全てのオーストラリアのグループ法人を対象とする単一の AIUTR と DMTR を提出

することができるとは明言されていませんが、第 2 の柱ルールで使用されている具体的な文言と合わせて解釈すると、可能性が高いと推測されます。ATO はこの見解を後日正式に表明するものと予想されます。

現行の罰則制度は、オーストラリアの第 2 の柱ルールに基づき生じる全ての申告・納付義務に適用されます。従って、全てのオーストラリアのグループ企業について、申告義務を把握し、適切に履行するよう注意することが重要です。

## 立法文書

ATO は現在、グループ企業に対して AIUTR と DMTR の申告義務を免除する立法文書(LI)の作成に取り組んでいます。LI は AIUTR と DMTR の申告に限定され、国税庁長官には GIR や外国届出書の提出を免除する権限はありません。

ATO は、LI に基づく AIUTR と DMTR の申告義務から免除されるシナリオ、状況、または事業体の種類に関する意見を受け付けています。これらの意見は、下記のメールアドレスにご提出ください。[Pillar2Project@ato.gov.au](mailto:Pillar2Project@ato.gov.au).

## 納税義務

ATO は、トップアップ課税の納税義務は、申告書の提出期限日であり、通常は事業年度末から 15 カ月後、または最初の事業年度末から 18 カ月後であることを明確にしています。また、不足利息、一般利息、罰則が適用される場合があります。

オーストラリアのグループ企業が税連結グループ(Tax Consolidated Group)または MEC グループ(Multiple Entry Consolidated)に属する場合、親企業体は DMT と UTPR に関連するトップアップ課税の金額を割り当てられます。

オーストラリアの第 2 の柱ルールによると、MNE グループ内の全てのグループ企業は、トップアップ課税、および関連する利子、罰金について連帯して責任を負います。GloBE JV および GloBE JV 子会社の場合の連帯責任は、通常、これらの各事業体および JV の直接所有権を有する MNE グループのグループ事業体に及びます。また、信託、パートナーシップ、その他の法人格のない事業体には、特別な規則が適用されます。

## 罰則

現行の罰則規定は、オーストラリアの第 2 の柱ルールに基づき生じる新たな申告義務およびトップアップ課税額に適用されます。基本的な罰金額は、重要なグローバル企業(SGEs)に適用される行政罰と一致させるため、500 倍になります。

行政処分は、提出されていない各申告書に対して適用されます。GIR、AIUTR、および DMTR に関する提出義務は、オーストラリアのグループ企業全てに適用されるため、DLE の指定手続きを適切に行い、外国提出通知を正確に提出することが極めて重要です。

OECD は、多国籍企業グループがルールの適切な遵守を確保するために合理的な措置を講じた場合、GIR の提出に関して罰則を適用しないことを含む、経過的な罰則の軽減に関するガイダンスを発表しました。OECD のガイダンスは、主に各管轄区域の既存の規則と実務を参照し、何が「合理的な措置」であるかを理解するためのものです。ATO は、経過的な罰則の軽減が適用される場合、または ATO が「合理的な措置」とみなすものについて、まだガイダンスを公表していません。

## 記録管理

オーストラリアの第 2 の柱ルールに関する具体的な記録保持要件は、1953 年税務行政法に追加されました。

オーストラリアのグループ企業、JV および GloBE JV 子会社は、第 2 の柱ルールを遵守しているかどうかを完全に説明できる記録を保持する必要があります。これには、GIR、AIUTR、DMTR における全ての開示の根拠を説明し、示す記録が含まれますが、これらに限定されるものではありません。記録は以下のいずれかまで保持する必要があります。

- 記録が作成または取得されてから 8 年経過した時点
- 記録が関連する取引または行為の完了後 8 年間
- 記録が関連する課税評価の審査期間の終了日（延長された場合を含む）のうち、いずれか遅い方

ATO は GIR の記録保持要件に関するガイダンスを提供しています。GIR に関して、保持すべき記録は MNE グループの構造とルールが適用される順序の要件（OECD/G20 包摂的枠組みで合意された情報共有アプローチに基づき各国に配布される GIR の条項）に基づいて決定されます。

- 親会社のある国が完全な GIR を保有する。
- 課税権を有する国は、その課税権を有する管轄区域における詳細な税額計算書を受け取る。
- 全ての国が企業のガバナンスを受け入れている。

このため、大まかには MNE グループの事業形態に応じて以下のようない記録保持の要件があります。

- オーストラリアから海外へ進出する MNE グループ（オーストラリア UPE）：GIR における全ての開示について記録を保持しなければならない。
- 海外からオーストラリアへ進出する MNE グループ（外国の UPE）で、オーストラリアが課税権限を有する場合：オーストラリアが課税権を有する管轄区域に関連する GIR の全ての開示について記録を保持しなければならない。
- 海外からオーストラリアへ進出する MNE グループ（外国の UPE）：オーストラリアの構成事業体が IIR/UTPR の課税権限を有していないことを裏付ける記録を保持しなければならない。例えば、外国の管轄区域においてセーフハーバーが適用され、課税権が発生しない場合には、記録保持の要件は軽減される可能性があるが、一般的には、オーストラリアが課税権限を有する場合と同様の記録保持の要件が適用され、関連する外国の管轄区域において追加のトップアップ税が発生しないことを証明する必要がある。

オーストラリアが外国の管轄区域に対する課税権限を有するか否かにかかわらず、MNE グループに関する記録を保持する必要があります。

## 第 2 の柱とオーストラリアの現行法人税制との関係

EY の以前の[税務アラート](#)で説明したように、オーストラリアの第 2 の柱ルールの適用には、第 2 の柱との関連性を明確にするためのオーストラリアの所得税法に関する付随的な改正が含まれています。これらの改正は、改正法に盛り込まれています。これには、外国税額控除（FITOs）、被支配外国子会社（CFCs）、ハイブリッド・ミスマッチ、および外国ハイブリッドに関するルールが含まれます。

オーストラリアの FITO においては、外国の DMT（ただし、外国の IIR や UTPR に基づいて納付された税金は除く）に関する請求可能です。しかし、他の管轄区域が第 2 の柱ルールを侵害しようとするシナリオに対処するため、特定のシナリオにおいて企業が納付したものとして扱われる DMT 税額が減額されるような安全措置が適用されます。ATO のウェブサイトによると、この安全措置は現行の FITO 整合性ルールと一致するように設計されていることが確認されており、外国政府が DMT を課す際に相当する補助金を提供する場合には、その範囲内で外国の DMT が FITO の対象とならないという具体的な例が示されています。

CFC ルールとの相互作用に関しては、オーストラリアの DMT はオーストラリアの所得に優先的に適用され、他の CFC 税制下で課される税金は考慮されません。オーストラリアの CFC ルールでは、外国の DMT、IIR、または UTPR は、CFC 目的の「課税対象」の概念から除外されます。これは、特定の所得が *eligible designated concession income (EDCI)* とみなされるかどうかにも影響します。納税者は、帰属所得を計算する際に、外国の IIR と外国の UTPR を控除することはできません。しかし、外国の DMT の納付については、みなし控除が認められる場合があります。

オーストラリアのハイブリッド・ミスマッチ・ルールは、オーストラリアのグローバル・ミニマム税と国内ミニマム税の影響を受けずに引き続き適用されます。外国の DMT、IIR、UTPR およびその他の外国の最低税は、ハイブリッド・ミスマッチ・ルールに従って、所得が外国所得税の課税対象となるかどうかを判断する際には考慮されません。このような税金の扱いは、オーストラリアのターゲット・インテグリティ規定にも適用されます。しかし、外国の IIR、UTPR、DMT の適用は、企業が必要な目的を伴うスキームに参加したかどうかを判断する際に、主要目的テスト(Principal purpose test)において依然として重要な要因とみなされる可能性があります。

同様に、オーストラリアの外国ハイブリッドルールは、「外国所得税」に外国の IIR、UTPR、DMT、その他の外国のミニマム税が含まれないという点で、第 2 の柱の影響を受けずに引き続き適用されます。

## EY のサポート

EY の BEPS 第 2 の柱アドバイザーチームは、以下のようなサポートを提供します。

- GloBE 情報申告書、外国提出通知書、オーストラリア IIR/UTPR 税務申告書、DMT 申告書の作成と提出を含む、新しいコンプライアンス義務への準備。
- ローカルまたはグループの財務諸表に対する財務報告の影響を把握する。
- 第 2 の柱に関する専門的なアドバイスを提供し、第 2 の柱とオーストラリアの国内税制ルールとの関連性について助言する。
- ATO から第 2 の柱に関する ATO への照会手続き。
- 社内の税務チームやその他の主要なステークホルダー向けのトレーニング。
- データの可用性、システムおよびプロセスの評価、ならびにソフトウェアの導入およびプロセスの再設計の支援。
- 第 2 の柱の適用が、御社のビジネス上の取り決め、取引、M&A 活動に与える影響を検討する。

# 詳細については、以下の EY アドバイサーまでお問い合わせください。

## Sydney:

Nadine Redford  
Tel: +61 2 9276 9217  
[nadine.redford@au.ey.com](mailto:nadine.redford@au.ey.com)

David Short  
Tel: +61 2 9248 4272  
[david.short@au.ey.com](mailto:david.short@au.ey.com)

Alfonso J Capito  
Tel: +61 2 8295 6473  
[alf.capito@au.ey.com](mailto:alf.capito@au.ey.com)

Michelle Mori  
Tel: +61 2 9248 5122  
[micelle.mori@au.ey.com](mailto:micelle.mori@au.ey.com)

## Melbourne:

Sam Humphris  
Tel: +61 3 8650 7746  
[sam.humphris@au.ey.com](mailto:sam.humphris@au.ey.com)

Tony Merlo  
Tel: +61 3 8575 6412  
[tony.merlo@au.ey.com](mailto:tony.merlo@au.ey.com)

Richard Goodwin  
Tel: +61 3 9288 8545  
[richard.goodwin@au.ey.com](mailto:richard.goodwin@au.ey.com)

## Perth:

Andrew Nelson  
Tel: +61 8 9429 2257  
[andrew.nelson@au.ey.com](mailto:andrew.nelson@au.ey.com)

Chris Miller  
Tel: +61 8 9217 1234  
[chris.miller1@au.ey.com](mailto:chris.miller1@au.ey.com)

Kim Nguyen  
Tel: +61 8 9217 1309  
[kim.nguyen@au.ey.com](mailto:kim.nguyen@au.ey.com)

## ジャパン・ビジネス・サービス



Oceania Leader  
Patrick Giles-Jones  
ジャイルズ・ジョーンズ パトリック  
Partner, Transfer Pricing  
+61 2 9248 4170  
[patrick.giles-jones@au.ey.com](mailto:patrick.giles-jones@au.ey.com)



JBS Tax Leader  
Michael Hennessey  
ヘネシー マイケル  
Partner, Tax  
+ 61 7 3243 3691  
[michael.hennessey@au.ey.com](mailto:michael.hennessey@au.ey.com)

## EY | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multi-disciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

## All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](https://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](https://ey.com).

© 2025 Ernst & Young, Australia  
All Rights Reserved.

EYSCORE 04883-226Jpn

ED None



In line with EY's commitment to minimize its impact on the environment, this document has been printed on paper with a high recycled content.

Ernst & Young is a registered trademark.

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its Standards Legislation.

[ey.com](https://ey.com)